

スタートアップ人材育成事業実施業務に係る公募型プロポーザル手続開始の公示

令和7年5月1日

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

広島市長 松井 一實

1 業務の概要

- (1) 業務名
スタートアップ人材育成事業実施業務
- (2) 業務内容
別添「スタートアップ人材育成事業実施業務基本仕様書」のとおり。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 事業費
本業務に係る費用は4,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (5) 契約担当課
広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課
〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎5階）
Tel 082-504-2241 Fax 082-504-2259
電子メール kigyo@city.hiroshima.lg.jp

2 受託候補者の特定方法

公募型プロポーザルを実施し、受託候補者を特定する。公募型プロポーザル手続等の詳細については、「スタートアップ人材育成事業実施業務に係る公募型プロポーザル説明書」（以下「プロポーザル説明書」という。）による。

3 プロポーザル応募資格

次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当しない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (5) 暴力団、暴力団員、暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者若しくは広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37条）第19条第3項の規定による公表が行われている者、又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

4 公募型プロポーザル応募説明書等の交付方法

(1) 交付期間

公示日から令和7年5月30日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成3年広島市条例第49号）第1条第1項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

広島市経済観光局産業振興部企業誘致・創業推進課（以下「企業誘致・創業推進課」という。）

※ 応募説明書は、広島市ホームページからダウンロードすることができる。

（ホームページ(<https://www.city.hiroshima.lg.jp>) → 「事業者向け情報」 → 「入札・契約情報」 → 「入札発注情報」 → 「プロポーザル・コンペの案件情報」 → 「令和7年度 プロポーザル・コンペ案件」）

5 仕様書等の内容に関する質問の受付と回答

(1) 質問の受付

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和7年5月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出先

企業誘致・創業推進課

ウ 受付方法

仕様書等に関する質問書（様式第1号）に記入の上、電子メール又はFAXで提出すること。提出に当たっては、質問書が受付場所に到達していることを電話により速やかに確認すること。

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、質問を受理した日から閉庁日を除き3日以内に質問者に直接回答し、企業誘致・創業推進課において、令和7年5月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで供覧するとともに、広島市ホームページに掲載する。

6 公募型プロポーザル応募資格確認申請書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年5月20日（火）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

企業誘致・創業推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 応募資格の確認及び審査結果の通知

プロポーザルの応募資格の有無については、令和7年5月20日（火）を基準として、上記(1)によ

り提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を速やかに書面にて通知する。

7 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和7年5月30日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出先

企業誘致・創業推進課

(3) 提出方法

持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

8 審査方法

(1) 審査

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、スタートアップ人材育成事業実施業務プロポーザル審査委員会が行う。

(2) 審査基準

プロポーザル説明書による。

(3) 審査結果の通知

受託候補者を特定した後は、速やかに提案者全員に書面にてその結果を通知する。（令和7年6月上旬を予定）

9 その他

(1) 本プロポーザル手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書提案の作成、その他本プロポーザルの応募に要する一切の経費は、応募者の負担とする。

(3) 審査委員会の委員に対する応募参加者の不当な働きかけは、一切禁止する。

(4) 契約を締結する場合においては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、①保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、②契約を締結しようとする日から過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行しているときは、契約保証金の納付を免除する。

(5) 別紙「スタートアップ人材育成事業実施業務基本仕様書」は、本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については、全ての契約書にその内容を記載（添付）し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていること確認する。

(6) その他、詳細はプロポーザル説明書による。